

富士見町電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事等の契約における競争入札について、入札参加者の手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るとともに、入札及び契約手続の透明性、公平性及び競争性を一層高めることを目的として、電子入札システムを利用して実施することについて、富士見町財務規則(平成元年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 建設工事等の競争入札において、電子入札を行うための電子情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う競争入札をいう。
- (3) 紙入札 紙面による入札書を、郵送又は持参して行う入札の参加方式をいう。
- (4) 電子入札書等 入札価格及びくじ番号を登録した電子入札書、積算内訳書並びに発注者が入札公告又は指名競争入札通知書(以下「公告等」という。)で求める電磁的記録による書類をいう。
- (5) くじ入力番号 電子入札により入札に参加しようとする者(以下「電子入札参加者」という。)が入札書提出時に任意で設定した3桁の数字をいう。
- (6) 電子くじ くじ入力番号により、電子入札システムで演算式を用いて、落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)及びその順位を決定する仕組みをいう。
- (7) ICカード等 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)を格納したカード等(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をいう。

(入札の公告等)

第3条 予算執行者(規則第2条第2号に規定する予算執行者をいう。以下同じ。)は、対象案件を入札に付する場合において、電子入札システムを利用するときは、公告等により通知するものとする。

2 前項に規定する公告等には、規則第106条に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載す

るものとする。

- (1) 電子入札システムを利用して実施すること。
- (2) 第11条各号に掲げる条件に該当した電子入札書を無効とすること。
- (3) その他電子入札に関し、町長が必要と認める事項

3 前項の公告等は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、町ホームページへの掲載又は郵送等により通知を行うことができる。

(利用者登録)

第4条 電子入札参加者は、ICカード等を使用して、電子入札システムの利用者登録をしなければならない。

(予定価格等の登録)

第5条 予算執行者が電子入札を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格(規則第107条の規定による予定価格をいう。以下同じ。)及び失格基準価格(富士見町低入札価格調査制度事務処理要綱(平成21年告示第4号)第2条に規定する失格基準価格をいう。以下同じ。)又は最低制限価格(富士見町最低制限価格制度実施要綱(令和5年告示第5号)第4条及び第5条の規定による最低制限価格をいう。以下同じ。)を、電子入札システムに登録するものとする。

(入札書等の提出方法)

第6条 電子入札参加者は、入札価格及び電子入札書等を公告等で指定した日時までに電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 前項の規定による電子入札書等の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。
- 3 電子入札参加者は、第1項の規定により提出された電子入札書等を書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(紙入札)

第7条 電子入札参加者は、当該電子入札にあつては、紙入札により入札に参加することはできないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、あらかじめ予算執行者の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) ICカード等の失効、破損等で使用できなくなったことにより、ICカード等の再発行申請中の場合
- (2) プロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害により、電子入札での参加ができない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、予算執行者が必要と認める場合

- 2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、公告等で指定した日時までに紙入札承認願(別記様式)を予算執行者に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により紙入札が承認された入札参加者は、電子入札書受付締切日時までに入札書を提出しなければならない。
- 4 前項の規定により紙入札が承認された入札参加者は、当該電子入札への参加はできないものとする。

(入札の辞退)

第8条 電子入札参加者は、指名通知受理後に該当入札を辞退するときは、電子入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札での参加を認められた者は、紙による入札辞退届を提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、予算執行者が、電子入札書受付締切日時までに第6条に規定する電子入札書の記録が確認できなかったときは、該当入札に対する辞退があったものとみなす。

(開札)

第9条 開札は、公告等で指定した日時に電子入札システムにより行い、落札候補者又は落札者を決定し、又は保留するものとする。この場合において、開札における立会人は不要とする。

- 2 第7条の規定により紙入札があるときは、当該紙入札者の入札書記載金額及び電子くじ番号を電子入札システムに登録したうえで該当入札の開札を行うものとする。
- 3 予算執行者は、紙入札書の開札に当たっては、当該入札の事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(電子入札システムによる再度入札)

第10条 予算執行者は、前2条の開札の結果、規則第113条の規定により再度入札に付するときは、開札後速やかにその実施について決定するものとする。

- 2 予算執行者は、前項の結果、再度入札を実施する場合は、予定価格を超過した入札参加者に対し、電子入札システム又はFAX並びに電子メールのいずれかにより通知するものとする。
- 3 最初の入札において、電子入札書又は紙入札書(以下「入札書」という。)が次条に規定する条件により無効となった入札参加者若しくは失格となった入札参加者又は再度入札の入札書提出期限までに入札書を提出しない者は、再度入札に参加できないものとする。

4 再度入札の入札書を提出する場合は、積算内訳書の添付を不要とする。

(電子入札書の無効)

第11条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その者の電子入札書を無効とする。

- (1) 入札に際し不正な行為があったとき。
- (2) ICカード等を不正に使用したとき。
- (3) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき。
- (4) 提出された電子入札書からコンピュータウイルス等が発見されたとき。

(落札候補者又は落札者の決定)

第12条 予算執行者は、開札の結果、落札候補者又は落札者(以下「落札者等」という。)を決定したときは、電子入札システムにより該当入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札による入札者があるときその他これによることができないときは別途通知するものとする。

2 落札者等となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者等を選定する。ただし、電子くじの実施が困難な場合は、くじ引きにより順位を決定する。

(一般競争入札参加資格の審査等)

第13条 予算執行者は、事後審査型一般競争入札の電子入札において、予定価格以内の有効な入札がある場合は、入札者(失格基準価格又は最低制限価格を下回って応札した者を除く。)に入札参加資格の審査を実施する旨を開札後速やかに電子入札システム及び電子メール又はFAXにより通知するとともに、前条の規定により決定した落札候補者に、告示に示した一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、確認申請書を前項により提出を求めた日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に電子入札システム(第7条に規定する紙入札の承認を得た者にあつては、持参)により提出しなければならない。

3 予算執行者は、前項により提出された確認申請書を審査し、入札参加資格があると認めるときは、当該落札候補者を落札者とし、入札参加資格がないと認めるときは、予定価格以下で入札した次順位の者を落札候補者とし、第1項から本項までの規定を準用する。

(落札決定の通知)

第14条 予算執行者は、開札の結果、落札者等を決定したときは、電子入札システムにより、

該当入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札による入札者があるときその他これによることができないときは別途通知するものとする。

(落札決定の保留)

第15条 予算執行者は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。この場合において、落札決定の保留について、電子入札システムにより該当入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札による入札者があるときその他これによることができないときは別途通知するものとする。

(災害時の対応)

第16条 予算執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害の他やむを得ない事情により、複数の入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判断したときは、その原因、復旧の見込等を調査し、受付締切時間及び開札予定時間を変更若しくは延長し、又は紙入札へ変更する等必要な措置を講ずるものとする。その際に必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、町ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(従来要綱等との関係)

第17条 電子入札案件に関し、この要綱に定めのない事項については、原則として紙入札における従来要綱、要領及び通知等(以下「従来要綱等」という。)による。

2 電子入札案件に関し、従来要綱等の定めがこの基準と抵触する場合は、この要綱による。

3 電子入札案件に関し、従来要綱等の様式が電子入札システムの入力様式と異なる場合は、電子入札システムの入力様式による。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月4日から施行する